

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村
地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関する事項
- （2） 協議会の資料作成に関する事項
- （3） 協議会の庶務に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、富田林市の交通政策担当部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、富田林市の交通政策担当職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、会長が必要と認められる事項については、この限りでない。

- （1） 事務局の運営に関する事項
 - （2） 協議会の会議の開催及び運営に関する事項
 - （3） 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事項
 - （4） 物品及び現金の出納に関する事項
 - （5） 前各号に掲げるもののほか、事務局の運営に関して必要な事項
- 2 前項の専決における取扱いについては、富田林市事務専決及び代決規程（昭和49年富田林市規程第2号）の例による。ただし、市長の決裁事項及び副市長の

専決事項に該当する事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(文書)

第5条 事務局における文書の取扱いについては、富田林市文書取扱規則（昭和55年富田林市規則第2号）の例による。

(公印)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、書体、寸法、用途及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、富田林市公印規則（昭和31年富田林市規則第3号）の例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月2日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	書体	寸法	用途	管理者
富田林市・太子町・河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長印	てん書	24mm×24mm	会長名をもって発する文書	事務局長